

＊ ＊

＊ ＊ 機械器具 (6) 呼吸補助器

管理医療機器 酸素治療フローメータ (37132000)

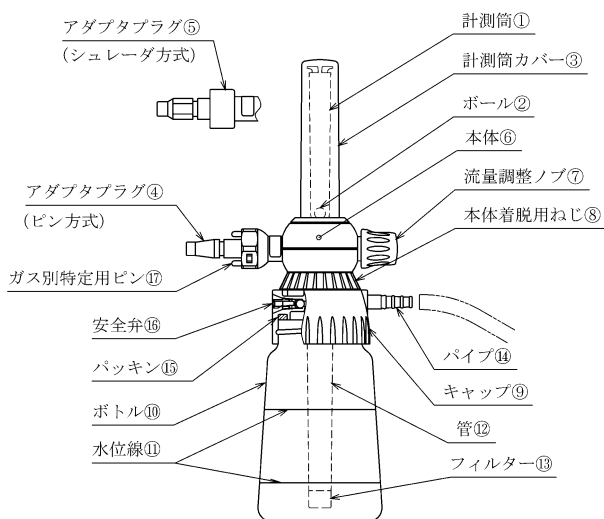
直結式酸素湿潤器 FS-500 型

【警告】

- ・使用中は絶対に火気類を近づけないこと。
〔激しく燃え、火災の原因となります。〕
 - ・アダプタプラグの変形したもの、ピン方式アダプタプラグのピンが折れたものは絶対に使用しないこと。
〔他のガスのアウトレットにつながり、ガスの取り出し間違
いの原因となります。〕
 - ・計測筒にひび割れあるいはキズが生じたものは絶対に使用しないこと。
〔発火の原因となります。〕
 - ・流量調整ノブは急激に開けないこと。
〔急激に開くと、発火の原因となります。〕
 - ・アウトレットより本器を取りはずすとき、本器に軽く手を添えること。
〔本器が飛び出すことがあります、けがの原因となります。〕
 - ・改造やご自身での修理は絶対にしないこと。
〔正常な機能や安全を保てなくなります。〕
 - ・使用中に本器を分解しないこと。
 - ・キャップ、継手部分等よりガス漏れがある場合、使用しないこと。
- ＊
- ・本器に外力を加えないこと。
 - ・油分の付着した手で触らないこと。
 - ・保守点検は必ず実施すること。
 - ・点検で異常の発見された機器は絶対に使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

1. 構成



アダプタプラグはピン方式④とシュレード方式⑤があります。

＊ ＊ 2. 仕様

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| (1) 流量計 | 目盛範囲 0 ～ 15 L/min
最少目盛 1 L/min |
| (2) ボトル | 容積 約 330 mL
水量 約 200 mL (使用時標準水量) |
| (3) 安全弁 | 作動圧力 約 0.1MPa |

3. 寸法および質量

寸法：271±5mmH×73±2mmW×132±5mmD

質量：約 450 g (空質量)

取扱説明書を必ずご参照ください。

4. 作動・動作原理

医療用酸素ガス配管設備のアウトレットからアダプタプラグ④又は⑤を介して導かれた酸素は、酸素流量調整部により所要の流量に調整される。その流量調整された酸素はボトル⑩に入れられた水中に放出され、バブリングを起こす。そのバブリングによって酸素が加湿され、パイプ⑭より放出され、患者へ供給される。なお、酸素供給中に本器と患者への供給経路が誤って閉塞され、本器に内圧が加わった場合は、内部の安全弁⑩が作動し、安全に圧力を逃す。

＊ ＊

【使用目的又は効果】

医療用酸素ガス配管設備のアウトレットに取付け、配管設備から供給される酸素を所要の流量に調整し、加湿した酸素を患者へ供給する。

＊ ＊

【使用方法等】

使用方法の詳細については、取扱説明書の 4 項を、使用後の手入れについては 5 項をご参照ください。

1. 各部の組立方法

- (1) 本体⑥とキャップ⑨は、本体着脱用ねじ⑧を持ち、本体⑥を時計方向へ回して取り付ける。
- (2) キャップ⑨を持ち、ボトル⑩を時計方向へ回して取り付ける。

＊ ＊

2. 使用方法

- (1) ボトル⑩の上側の水位線まで精製水(滅菌精製水)を入れる。
- (2) 本体⑥、キャップ⑨、ボトル⑩を組立て、アダプタプラグ④又は⑤を酸素用アウトレットに差し込む。
- (3) 流量調整ノブ⑦を「ひらく」の方向(反時計方向)へ回し、ボール②の中央で目盛を読み、所要の流量に調整する。
- (4) 流量調整後、お客様でご使用のチューブをパイプ⑭に差し込み使用する。
- (5) 酸素供給を一時停止したいとき、あるいは短時間使用しないときは流量調整ノブ⑦を「とじる」の方向(時計方向)へ止まるまで回す。
- (6) 使用後は速やかにアウトレットより本器を取りはずして手入れをおこなう。

3. 使用後の手入れ

- (1) ボトル⑩内の水を捨てる。
- (2) キャップ⑨、ボトル⑩、管⑭、フィルター⑬を洗浄および消毒する。

4. 使用方法に関連する使用上の注意
- (1) 流量の計測はボール②の中央で行うこと。
 - (2) 流量調整後、お客様でご使用のチューブをパイプ⑭に差し込むと、チューブの抵抗によって流量調整時に比べ見かけ上、ボール②は下がりますが、実際の流量は調整したときのままです。再調整はしないこと。
 - (3) 使用中に安全弁⑩よりガスの漏れる音またはふえの音が鳴る時は、お客様でご使用のチューブが塞がっている可能性があります。
 - (4) ボトル⑩に水を入れたまま放置しておくと、計測筒内に水が逆流することがあり、機能低下の原因となります。
- ※※ (5) 流量調整ノブ⑦を回しきった後、それ以上は締め込まないこと。
- (6) キャップ⑨、ボトル⑩、管⑫の洗浄には、軟らかいスポンジを使用すること。
 - (7) 温湯での洗浄やガス滅菌で消毒するときの処理温度は、60℃以下で行うこと。熱湯での洗浄および蒸気滅菌はしないこと。
 - (8) ガス滅菌や消毒後は、ボトルに水を入れる前に十分に酸素を流すこと。
 - (9) エタノールやクレゾールなどの使用禁止消毒剤は使用しないこと。

消毒剤の選定には下表をご参照ください。

一 般 名	商 品 名	適否
グルコン酸クロロヘキシジン	ヒビテン、マスキン液	○
グル タ ー ル アル デ ヒ ド	ステリハイド	○
塩 化 ベ ン ザ ル コ ニ ウ ム	オスバン、チアミトール	○
両 性 界 面 活 性 剤	テゴ－５１ アノン３００	×
エ チ ル アル コ ー ル	消毒用エタノール	×
石 炭 酸	局方フェノール クレゾール石ケン液	×
塩 化 ベ ン ゼ ト ニ ウ ム	ハイアミン ハイアミンＴ	×
次 亜 塩 素 酸 ナ ト リ ウ ム	ミルトン	×

- 【使用上の注意】
- ・本器と共に収納されている取扱説明書を必ず読み、不明な点があれば取扱説明書で再度確認してから使用すること。
- ※※ [正常な機能や安全を保てなくなります。]
- ・必ず最初の使用のときにも滅菌または消毒をおこなってから使用すること。
- ※※ [出荷前に滅菌、消毒などの処理はおこなっていません。]
- ・アダプタプラグ④又は⑤の変形したもの、先端にキズがついたものは使用しないこと。
- ※※ [アウトレットのパッキンにキズをつけ、ガス漏れの原因となります。]
- ・アダプタプラグ④又は⑤は、配管設備の酸素用アウトレットに「カチッ」と音がするまで確実に差し込むこと。
- ※※ [落下し、破損する可能性があります。]
- ・使用しない時は、必ずアウトレットから外すこと。
- ※※ [落下し、破損する可能性があります。]
- ・使用後は速やかに洗浄すること。
- ※※ [プラスチック部品が劣化し、破損の原因となります。]
- ・洗浄後は布などで十分に水分を取り除くこと。
- ※※ [精製水(滅菌精製水)、水道水の成分が析出し、流量不足が起こる原因となります。]
- ・ボトル⑩、キャップ⑨、計測筒①および計測筒カバー③に割れ、ヒビのあるものは使用しないこと。
- ※※ [発火の原因となります。]
- ・酸素流量調整部は精密な構造ですので、洗浄ならびに分解をしないこと。
- ※※ [正常な機能や安全を保てなくなります。]
- ・お客様でご使用のチューブの口径が、パイプ⑭の口径に適合していること。
- ※※ [無理に接続すると、ガス漏れを起こしたり、機器を破損する場合があります。]

※※【保管方法及び有効期間等】

1. 保管方法

- 手入れ後、すぐに使用しないときは、乾燥させたのち、所定の保管場所にて保管すること。
- 保管場所の条件：水のかからない場所であること。
- 温度、湿度等が著しく高くない場所であること。
- 振動等のない場所であること。
- ゴミ、塵埃等が入らない場所であること。

2. 耐用年数・使用期間

- 指定の保守・点検並びに消耗品の交換をした場合の耐用年数：５年（自己認証）

（使用状況および洗浄、消毒状況などの影響によって部品の劣化度合に差が生じ、場合によっては耐用年数に達する前に交換して頂くことがあります。）

【保守・点検に係る事項】

保守点検の詳細については、取扱説明書の６項をご参照ください。

※※1. 使用者による保守点検事項

(1)点検項目

《使用前の点検》

- ・アダプタプラグ④にガス別特定用ピン⑰の折れ、アダプタプラグ④又は⑤に変形、先端のキズなどの異常はないか。
- ・ボトル⑩は清潔か。
- ・キャップ⑨の内側のパッキン⑮がはずれたり、亀裂などが生じたりしていないか。
- ・計測筒カバー③は緩んでいないか。ガタツキはないか。
- ・計測筒カバー③にひび割れあるいはキズが生じていないか。
- ・ボール②がスムーズに上下し、フラスキがないか。
- ・気泡の出具合に片寄りや泡の大小などの異常はないか。
- ・キャップ⑨、継手部等よりガス漏れはないか。
- ・流量調整ノブ⑦を締め切ったとき、泡は止まるか。
- ・本体⑥と本体着脱用ねじ⑧は緩んでいないか。ガタツキはないか。

《使用中の点検》

- ・ボトル⑩内の水位は水位線（上側の線と下側の線）の間にあるか。
- ・ボトル⑩内の水は清潔か。
- ・酸素湿潤器本体の取付状態は正常か。
- ・安全弁⑩は鳴っていないか。
- ・患者の状態に常に留意すること。

《使用後の点検》

- ・取扱説明書の５項に従い手入れをすること。
- ・すぐに使用しないときは、十分に乾燥させたのち、所定の保管場所にて保管すること。

※※2. 業者による保守点検事項

安定した機能を確認するために定められた期間毎に保守点検を実施すること。

(1)点検項目（３ヶ月毎※）

- ・気密不良はないか。

(2)点検項目（１年毎※）

- ・流量計の指示精度に異常はないか。
（校正用計器を用いて図る）
- ・計測筒およびボトルにひび割れ傷、あるいは透明度の低下はないか。

※「医療ガス保安管理ハンドブック」
編集：財団法人医療機器センター

※※【製造販売業者及び製造業者等の氏名又は名称等】

エアウォーター防災株式会社

※※ 販売業者[代理店]